

報告第27号～第31号

令和5年11月24日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 27 号	専決処分の報告について	1
報告第 28 号	専決処分の報告について	5
報告第 29 号	専決処分の報告について	9
報告第 30 号	専決処分の報告について	15
報告第 31 号	専決処分の報告について	19

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 處 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月16日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

130, 109 円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和5年7月21日、南旭が丘三丁目地内の市道南旭が丘三丁目122号線において、職員が公用車を運転中、交差点に進入した際、当該交差点に左側から進入してきた相手方車両の右前部に当該公用車の左側面が接触したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

專 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月16日

鈴鹿市長 末松 則子

1 被告となるべき者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、金1,380,670円並びに①令和5年7月7日から本判決言渡日まで1か月金36,900円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金36,900円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から第1号の建物明渡済みまで1か月金73,800円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに第2号につき仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]

[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町 6 番 1 1 号 サムティ四日市ビル 7 階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月16日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

水道法等の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 28 号

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鈴鹿市水道事業給水条例（平成 9 年鈴鹿市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給水装置の新設等の申込み） 第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2・3 略 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 32 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）<u>第 6 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に	（給水装置の新設等の申込み） 第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2・3 略 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 32 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）<u>第 5 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に

適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。 ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省</u>令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。 ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省</u>令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月24日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 白子中学校校舎長寿命化改修外建築工事（西館校舎棟）
- 2 変更後の契約金額 464,406,800円
（変更前の契約金額 457,160,000円）

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市手数料条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年１１月１４日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 2 9 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成 1 2 年鈴鹿市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				
別表第 8（第 2 条関係）				
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係				
手数料 を徴収 する事 務	手数 料の 名称	手数料の金額		
		区分		1 件当た りの金額
1 建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上等 に関 する 法律 第12	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定手 数料	建築物エネルギー消費性能向 上計画に <u>建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法 律第34条第 3 項各号に掲げる 事項が記載されている場合の 同項に規定する他の建築物に おいて、当該建築物エネルギ ー消費性能向上計画と当該他 の建築物における建築物エネ ルギー消費性能確保計画が同 様の方法により評価されたも のである場合</u>	床面積が300平方メートル以内 のもの	10,000円
			床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	18,000円
			床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの	28,000円
			床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	86,000円
			床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以	137,000円

改正前

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

手数料 を徴収 する事 務	手数 料の 名称	手数料の金額		
		区分		1 件当 たりの金額
1 建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 適合 の向 上に 関す る法 律第 12条	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定手 数料	建築物エネルギー消費性能向 上計画に <u>建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第 3 項各号に掲げる事 項が記載されている場合の同 項に規定する他の建築物にお いて、当該建築物エネルギー 消費性能向上計画と当該他の 建築物における建築物エネル ギー消費性能確保計画が同様 の方法により評価されたもの である場合	床面積が300平方メートル以内 のもの	10,000円
			床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	18,000円
			床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの	28,000円
			床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	86,000円
			床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以	137,000円

条第
1項
又は
第13
条第
2項
の規
定に
基づ
く建
築物
エネ
ルギ
ー消
費性
能適
合性
判定

そ の 他 の 場 合	建 築 物 の 非 住 宅 部 分 の 用 途 が 工 場 等 以 外 で あ る 場 合	ア 判定に係る建築物 エネルギー消費性能 確保計画が、 <u>建築物 のエネルギー消費性 能の向上等に関する 法律第2条第1項第 3号の規定により定 められた簡易な評価 方法であって市長が 定める方法により評 価されたものである 場合</u>	内のもの	
			床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	173,000円
			床面積が25,000平方メートル を超えるもの	217,000円
		イ 略	床面積が300平方メートル以内 のもの	98,000円
			床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	124,000円
			床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの	164,000円
			床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	266,000円
			床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの	348,000円
			床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	418,000円
			床面積が25,000平方メートル を超えるもの	490,000円

第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定				内のもの	
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	その他の場合 住宅部分の用途が工場等以外である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	ア 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	98,000円
				床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	164,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	266,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	348,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	418,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	490,000円
				イ 略	

略				
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	その他の場合	建築物のエネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価	床面積が300平方メートル以内のもの	50,000円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	85,000円

略					
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画に <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
				床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	その他の場合	建築物の非住宅部	ア 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方	床面積が300平方メートル以内のもの	50,000円
				床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	85,000円

費性能適合性判定		分の用途が工場等以外である場合	方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	142,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	188,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	227,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円
			イ 略		
略					
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更	建築物の非住宅部分の用途が	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	25,000円
				床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	32,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以	94,000円

性能適合性判定		用途が工場等以外である場合	法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	142,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	188,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	227,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円
			イ 略		
略					
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更	建築物の非住宅部分の用途が	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	25,000円
				床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	32,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以	94,000円

条第 2項 又は 第13 条第 3項 の軽 微な 変更 に該 当し てい るこ とを 証す る書 面の 交付 申請 に対 する 審査	該当 する 旨の 証明 書交 付申 請手 数料	工 場 等 以 外 で あ る 場 合				内のもの	
						床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	113,000円
						床面積が25,000平方メートル を超えるもの	134,000円
			イ 略				
4 建	建築	住	ア 申請に係る建	一戸建ての住宅			5,000円
築物	物エ	宅	築物エネルギー	共	住	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,100円
のエ	ネル	の	消費性能向上計	同	戸		
ネル	ギー	場	画が、 <u>建築物の</u>	住	部	1棟の総戸数が6戸以上10戸	17,300円
ギー	消費	合	<u>エネルギー消費</u>	宅	分	以下のもの	
消費	性能		<u>性能の向上等に</u>	等		1棟の総戸数が11戸以上25戸	28,900円
性能	向上		<u>関する法律第35</u>			以下のもの	

第2項又は第13条第3項の軽微な変更に関する該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	該当する旨の証明書交付申請手数料	工場等以外である場合		内のもの		
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの		113,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの		134,000円
				イ 略		
4 建築物のエネルギー消費性能向上	建築物エネルギー消費性能向上	住宅の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条	一戸建ての住宅		5,000円
				共同住宅等	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,100円
					1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,300円
					1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	28,900円

の向 上等 に 関 する 法律 第34 条第 1項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画の 認定 の申 請に 対す る審 査	計画 認定 申請 手数料	条第1項各号に 掲げる基準又は これと同等の基 準に適合するも のとして市長が 定める方法によ り技術審査を受 けたものである 場合		1棟の総戸数が26戸以上50戸 以下のもの	48,400円	
				1棟の総戸数が51戸以上100戸 以下のもの	86,800円	
				1棟の総戸数が101戸以上200 戸以下のもの	137,400円	
				1棟の総戸数が201戸以上300 戸以下のもの	173,600円	
				1棟の総戸数が301戸以上のも の	185,100円	
				共 用 部 分	床面積が300平方メートル以内 のもの	10,100円
					床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	18,400円
					床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの	28,900円
					床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	86,800円
					床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの	137,400円
					床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	173,600円
					床面積が25,000平方メートル を超えるもの	217,000円

<u>の向</u> <u>上に</u> <u>関す</u> <u>る法</u> <u>律第</u> 34条 第1 項の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 の認 定の 申請 に対 する 審査	計画 認定 申請 手数 料	第1項各号に掲 げる基準又はこ れと同等の基準 に適合するもの として市長が定 める方法により 技術審査を受け たものである場 合		1棟の総戸数が26戸以上50戸 以下のもの	48,400円
				1棟の総戸数が51戸以上100戸 以下のもの	86,800円
				1棟の総戸数が101戸以上200 戸以下のもの	137,400円
				1棟の総戸数が201戸以上300 戸以下のもの	173,600円
				1棟の総戸数が301戸以上のもの	185,100円
			共 用 部 分	床面積が300平方メートル以内 のもの	10,100円
				床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	18,400円
				床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの	28,900円
				床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	86,800円
				床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの	137,400円
				床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	173,600円
				床面積が25,000平方メートル を超えるもの	217,000円

イ ア 以 外 の 場 合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</u>	一戸建ての住宅		18,700円	
		共同住宅等	住戸	1棟の総戸数が5戸以下のもの	35,300円
			住戸部分	1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	51,200円
				1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	73,600円
				1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	111,100円
				1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	168,100円
				1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	239,500円
				1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	309,500円
				1棟の総戸数が301戸以上のもの	352,100円
	(イ) 略				
非住宅建築物の	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基</u>	床面積が300平方メートル以内のもの		10,100円	
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		18,400円	
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内		28,900円	

イ	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅		18,700円	
		共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	35,300円
				1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	51,200円
				1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	73,600円
				1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	111,100円
				1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	168,100円
				1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	239,500円
				1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	309,500円
				1棟の総戸数が301戸以上のもの	352,100円
		(イ) 略			
非住宅建築物の	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準	床面積が300平方メートル以内のもの		10,100円	
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		18,400円	
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		28,900円	

場 合	準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	のもの	
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,800円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	イ ア 以 外 の 場 合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	
		床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,900円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	254,700円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	332,600円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	399,800円

場 合	に適合するものとして 市長が定める方法によ り技術審査を受けたも のである場合	のもの	
		床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	86,800円
		床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの	137,400円
		床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	173,600円
		床面積が25,000平方メートル を超えるもの	217,000円
	イ (ア) 申請に係る建築 物エネルギー消費性 能向上計画が、 <u>建築 物のエネルギー消費 性能の向上に関する 法律第35条第1項第 1号の規定により定 められた簡易な評価 方法であって市長が 定める方法により評 価されたものである 場合</u>	床面積が300平方メートル以内 のもの	93,800円
		床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	124,900円
		床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの	157,300円
		床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	254,700円
		床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの	332,600円
		床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	399,800円

						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円			
					(イ) 略					
		略								
5	建	建築	住	ア	申請に係る建		一戸建ての住宅	3,000円		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向	物エ	ネル	の	場	合	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	共同住宅等	1棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円	
								1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,400円	
								1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,300円	
								1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円	
								1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	52,000円	
								1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,400円	
								1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,100円	
								1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,100円	
								共用	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
								部分	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
						床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円			

					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円
			(イ) 略			
			略			
5 建	建築	住	ア 申請に係る建	一戸建ての住宅		3,000円
築物	物エ	宅	築物エネルギー	共 住	1 棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円
のエ	ネル	の	消費性能向上計	同 戸		
ネル	ギー	場	画が、 <u>建築物の</u>	住 部	1 棟の総戸数が6戸以上10戸	10,400円
ギー	消費	合	<u>エネルギー消費</u>	宅 分	以下のもの	
消費	性能		<u>性能の向上に関</u>	等	1 棟の総戸数が11戸以上25戸	17,300円
性能	向上		<u>する法律第35条</u>		以下のもの	
の向	計画		第1項各号に掲		1 棟の総戸数が26戸以上50戸	29,000円
上に	変更		げる基準又はこ		以下のもの	
関す	認定		れと同等の基準		1 棟の総戸数が51戸以上100戸	52,000円
る法	申請		に適合するもの		以下のもの	
律第	手数料		として市長が定		1 棟の総戸数が101戸以上200	82,400円
36条	料		める方法により		戸以下のもの	
第1			技術審査を受け		1 棟の総戸数が201戸以上300	104,100円
項の			たものである場		戸以下のもの	
規定			合		1 棟の総戸数が301戸以上のもの	111,100円
に基						
づく				共	床面積が300平方メートル以内	6,000円
建築				用	のもの	
物エ				部	床面積が300平方メートルを超	11,000円
ネル				分	え、1,000平方メートル以内の	
ギー					もの	
消費					床面積が1,000平方メートルを	17,300円
性能					超え、2,000平方メートル以内	
向上					のもの	

上計画の認定の変更の申請に対する審査			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		52,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		82,400円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの		104,100円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの		130,200円
	イ ア 以外 の場合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める	一戸建ての住宅		9,800円
		共同住宅等	住戸	1棟の総戸数が5戸以下のもの	18,600円
			住戸	1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	23,700円
			住戸	1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	39,600円
			住戸	1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	60,400円
			住戸	1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	92,700円
			住戸	1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	133,500円
			住戸	1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	172,100円
			住戸	1棟の総戸数が301戸以上のもの	176,000円

計画 の認 定の 変更 の申 請に 対す る審 査				床面積が2,000平方メートルを 超え, 5,000平方メートル以内 のもの	52,000円
				床面積が5,000平方メートルを 超え, 10,000平方メートル以 内のもの	82,400円
				床面積が10,000平方メートル を超え, 25,000平方メートル 以内のもの	104,100円
				床面積が25,000平方メートル を超えるもの	130,200円
	イ ア 以 外 の 場 合	(ア) 申請に 係る建築物 エネルギー 消費性能向 上計画が, <u>建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上に関する 法律第35条 第1項第1 号の規定に より定めら れた簡易な 評価方法で あって市長 が定める方</u>	一戸建ての住宅		9,800円
			共 住 同 戸 住 部 宅 分 等	1棟の総戸数が5戸以下のもの	18,600円
				1棟の総戸数が6戸以上10戸 以下のもの	23,700円
				1棟の総戸数が11戸以上25戸 以下のもの	39,600円
				1棟の総戸数が26戸以上50戸 以下のもの	60,400円
1棟の総戸数が51戸以上100戸 以下のもの				92,700円	
1棟の総戸数が101戸以上200 戸以下のもの				133,500円	
1棟の総戸数が201戸以上300 戸以下のもの				172,100円	
1棟の総戸数が301戸以上のもの	176,000円				

		方法により 評価された ものである 場合			
	(イ) 略				
非 住 宅 建 築 物 の 場 合	ア	申請に係る建築物エ ネルギー消費性能向上 計画が、 <u>建築物のエネ ルギー消費性能の向上 等に関する法律第35条 第1項各号に掲げる基 準又はこれと同等の基 準に適合するものとし て市長が定める方法に より技術審査を受けた ものである場合</u>	床面積が300平方メートル以内 のもの	6,000円	
			床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	11,000円	
			床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの	17,300円	
			床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	52,000円	
			床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの	82,400円	
			床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	104,100円	
			床面積が25,000平方メートル を超えるもの	130,200円	
			イ	(ア) 申請に係る建築 物エネルギー消費性 能向上計画が、 <u>建築 物のエネルギー消費 性能の向上等に関す</u>	床面積が300平方メートル以内 のもの
	床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	64,300円			

		法により評価されたものである場合			
		(イ) 略			
非住宅建築物の場合	ア	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円	
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円	
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,400円	
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,100円	
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	
			イ ア 以外	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</u>	床面積が300平方メートル以内のもの
床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,300円				

		の 場 合	る法律第35条第1項 第1号の規定により 定められた簡易な評 価方法であって市長 が定める方法により 評価されたものであ る場合	床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの		81,500円
				床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの		136,000円
				床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの		180,000円
				床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの		217,200円
				床面積が25,000平方メートル を超えるもの		256,100円
				(イ) 略		
				略		
				略		
				略		
				略		
6 建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上等 に関 する 法律 第41	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 に係 る認 定申 請手 数料	住 宅 の 場 合	ア 申請に係る建 築物が、建築物 のエネルギー消 費性能の向上等 に関する法律第 2条第1項第3 号に規定する基 準又はこれと同 等の基準に適合 するものとして 市長が定める方 法により技術審 査を受けたもの	一戸建ての住宅		5,000円
				共 住 同 戸 住 部 宅 分 等	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円
					1棟の申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの	10,100円
					1棟の申請戸数が6戸以上10 戸以下のもの	17,300円
					1棟の申請戸数が11戸以上25 戸以下のもの	28,900円
					1棟の申請戸数が26戸以上50 戸以下のもの	48,400円
					1棟の申請戸数が51戸以上100 戸以下のもの	86,800円
					1棟の申請戸数が101戸以上	137,400円

		の 場 合	法律第35条第1項第 1号の規定により定 められた簡易な評価 方法であって市長が 定める方法により評 価されたものである 場合	床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの		81,500円
				床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの		136,000円
				床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの		180,000円
				床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの		217,200円
				床面積が25,000平方メートル を超えるもの		256,100円
				(イ) 略		
				略		
6 建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上に 関す る法 律第 41条	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 に係 る認 定申 請手 数料	住 宅 の 場 合	ア 申請に係る建 築物が、建築物 のエネルギー消 費性能の向上に 関する法律第2 条第1項第3号 に規定する基準 又はこれと同等 の基準に適合す るものとして市 長が定める方法 により技術審査 を受けたもので	一戸建ての住宅		5,000円
				共 住 同 戸 住 部 宅 分 等	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円
					1棟の申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの	10,100円
					1棟の申請戸数が6戸以上10 戸以下のもの	17,300円
					1棟の申請戸数が11戸以上25 戸以下のもの	28,900円
					1棟の申請戸数が26戸以上50 戸以下のもの	48,400円
					1棟の申請戸数が51戸以上100 戸以下のもの	86,800円
					1棟の申請戸数が101戸以上	137,400円

条第 1項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能に 係る 認定 の申 請に 対す る審 査	である場合			200戸以下のもの	
				1棟の申請戸数が201戸以上 300戸以下のもの	173,600円
				1棟の申請戸数が301戸以上の もの	185,100円
			共 用 部 分	床面積が300平方メートル以内 のもの	10,100円
				床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	18,400円
				床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの	28,900円
				床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	86,800円
				床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの	137,400円
				床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	173,600円
				床面積が25,000平方メートル を超えるもの	217,000円
	イ ア 以 外	(ア) 申請に 係る建築物 の共用部分 以外の部分 が、建築物	一戸建ての住宅		18,700円
			共 同 住 宅	住 1棟の申請戸数が1戸のもの	18,700円
				戸 1棟の申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの	35,300円
				分 1棟の申請戸数が6戸以上10	51,200円

第1 項の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 に係 る認 定の 申請 に対 する 審査	ある場合				200戸以下のもの	
					1棟の申請戸数が201戸以上 300戸以下のもの	173,600円
					1棟の申請戸数が301戸以上の もの	185,100円
			共 用 部 分	床面積が300平方メートル以内 のもの	10,100円	
				床面積が300平方メートルを超 え, 1,000平方メートル以内の もの	18,400円	
				床面積が1,000平方メートルを 超え, 2,000平方メートル以内 のもの	28,900円	
				床面積が2,000平方メートルを 超え, 5,000平方メートル以内 のもの	86,800円	
				床面積が5,000平方メートルを 超え, 10,000平方メートル以 内のもの	137,400円	
				床面積が10,000平方メートル を超え, 25,000平方メートル 以内のもの	173,600円	
				床面積が25,000平方メートル を超えるもの	217,000円	
	イ ア 以 外	(ア) 申請に 係る建築物 の共用部分 以外の部分 が, 建築物	一戸建ての住宅		18,700円	
			共 同 住 宅	住 戸 部 分	1棟の申請戸数が1戸のもの	18,700円
					1棟の申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの	35,300円
					1棟の申請戸数が6戸以上10	51,200円

の 場 合	のエネルギー 一消費性能 の向上等に 関する法律 第2条第1 項第3号の 規定により 定められた 簡易な評価 方法であつ て市長が定 める方法に より評価さ れたもので ある場合	等	戸以下のもの	
			1棟の申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	73,600円
			1棟の申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	111,100円
			1棟の申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	168,100円
			1棟の申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	239,500円
			1棟の申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	309,500円
			1棟の申請戸数が301戸以上のもの	352,100円
		共 用 部 分	床面積が300平方メートル以内のもの	117,900円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	155,500円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	194,500円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	303,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,100円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル	465,100円

の 場 合	のエネルギー 一消費性能 の向上に関 する法律第 2条第1項 第3号の規 定により定 められた簡 易な評価方 法であって 市長が定め る方法によ り評価され たものであ る場合	等	戸以下のもの	
			1棟の申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	73,600円
			1棟の申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	111,100円
			1棟の申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	168,100円
			1棟の申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	239,500円
			1棟の申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	309,500円
			1棟の申請戸数が301戸以上のもの	352,100円
		共 用 部 分	床面積が300平方メートル以内のもの	117,900円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	155,500円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	194,500円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	303,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,100円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル	465,100円

非 住 宅 建 築 物 の 場 合	ア	申請に係る建築物 が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合</u>	以内のもの	
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
			(イ) 略	
			床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,900円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,800円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
イ ア 以 外	(ア)	申請に係る建築物が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,900円

非 住 宅 建 築 物 の 場 合	ア	申請に係る建築物 が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準</u> 又はこれと同等の基準 に適合するものとして 市長が定める方法によ り技術審査を受けたも のである場合	以内のもの	
			床面積が25,000平方メートル を超えるもの	541,700円
			(イ) 略	
			床面積が300平方メートル以内 のもの	10,100円
			床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	18,400円
			床面積が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの	28,900円
			床面積が2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以内 のもの	86,800円
			床面積が5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以 内のもの	137,400円
			床面積が10,000平方メートル を超え、25,000平方メートル 以内のもの	173,600円
			床面積が25,000平方メートル を超えるもの	217,000円
イ ア 以 外	(ア)	申請に係る建築 物が、 <u>建築物のエネル ギー消費性能の向 上に関する法律第2 条第1項第3号の規</u>	床面積が300平方メートル以内 のもの	93,800円
			床面積が300平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内の もの	124,900円

の 場 合	規定により定められ	床面積が1,000平方メートルを	157,300円
	た簡易な評価方法で	超え、2,000平方メートル以内	
	あって市長が定める	のもの	
	方法により評価され	床面積が2,000平方メートルを	254,700円
	たものである場合	超え、5,000平方メートル以内	
		のもの	
		床面積が5,000平方メートルを	332,600円
		超え、10,000平方メートル以	
		内のもの	
		床面積が10,000平方メートル	399,800円
		を超え、25,000平方メートル	
		以内のもの	
		床面積が25,000平方メートル	469,000円
		を超えるもの	
	(イ) 略		
	略		

備考

1～8 略

9 この表において「誘導設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。

10～14 略

15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合の手数料の金額は、4の項（同法第36条第2項において準用する場合にあつては5の項）に規定する金額に、別表第5の1の項に定める金額を加算した金額とする。

の 場 合	定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	254,700円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	332,600円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	399,800円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円
	(イ) 略		
略			

備考

1～8 略

9 この表において「誘導設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。

10～14 略

15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合の手数料の金額は、4の項（同法第36条第2項において準用する場合にあつては5の項）に規定する金額に、別表第5の1の項に定める金額を加算した金額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。